

## 所沢市教育ネットワーク利用規程

### 1 インターネットの利用に関する事項

この規程は、所沢市立小中学校（以下「学校」とする）におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定める。

(1) 学校において、インターネットを利用するに当たっては、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに児童生徒及び関係者の個人情報の保護に努める。

(2) 校長は、以下に示す法令について職員にその趣旨の徹底を図る。

- ア 憲法
- イ 民法
- ウ 地方公務員法
- エ 著作権法
- オ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- カ その他情報管理に係わる法令等

### 2 インターネットの主な利用形態

インターネットの主な利用形態は次の事項のとおりとする。

(手段的な観点から)

#### ア 情報発信

教科等での学習のまとめ等を、学校のホームページに掲載して発信する。

#### イ 情報受信

ホームページに掲載した学習内容に関し、その掲示板や電子メールで意見・感想等を受信する。

#### ウ 情報検索及び収集

学習に関連する情報を検索、収集したり関連する質問を送り回答を得る。

#### エ 双方向性（インタラクティブ、リアルタイムな）情報の交換

テレビ会議システムや掲示板・チャット等でのリアルタイムな情報の交換を行う。

(内容的な観点から)

#### オ 教材作成

カ 国内及び国際交流として電子メール等により、国内及び海外の都市・学校等との交流を行う。

#### キ その他教育上必要と認められる事項

(各種調査報告)

ケ インターネットを介して行なう調査報告で、学校運営上必要と学校長が判断したもの。

### 3 インターネット利用上の留意点

インターネットを利用して児童生徒の個人情報を発信する場合には、本人の同意並びに保護者の許諾を得て教師の指導のもとに発信するとともに、次の事項にしたがって行うものとする。

(児童生徒の個人情報)

(1) インターネットで発信する個人情報については以下の定めるところによる。

ア 氏名・住所等

原則として氏名、住所、電話番号、生年月日、趣味、特技その他の個人情報は発信しない。また、学校間交流の場合は、必要に応じて年齢、趣味、特技等を発信することができる。この場合においても氏名、住所、電話番号、生年月日等は発信しない。

イ 意見主張等

テレビ会議や電子メールによる交流にあつては、教育上の効果を勘案しながら児童生徒の意見、考え、主張等を発信することができる。

ウ 写真

掲示板・電子メールによる交流では原則として顔写真等は発信しない。ただし、学校間交流においては、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮したものを発信することができる。

(2) ホームページによる発信については、所沢市教育ネットワーク管理運用規程または各学校のホームページ管理運用規程による。

(3) 調査報告の回答を電子メールで行う場合は、送信先の確認を十分に行う。また、調査報告の回答をフォームに入力して行う場合は、ユーザーIDおよびパスワードの管理を厳重に行うとともに、入力中はむやみに席を離れない。

#### 4 個人情報及びデータ等の保護

インターネットおよび校内ネットワークを利用するに当たっては、次の事項を守り個人情報及びデータの流出を防ぐよう努める。

(パスワード)

(1) ユーザー名とパスワードは第三者に漏洩しないよう管理を厳重に行うとともに、児童生徒用以外のパスワードは、ユーザー名と同じにならないよう学校長が指定する。

(2) 先生用・校長用のパスワードは該当職員以外が知ることのないようにする。

(不正アクセスからの保護)

(3) 個人情報を含むデータを処理する場合、すべてのデータをフロッピー等のリムーバブルディスク（着脱可能な記憶媒体）に保存し、その管理を厳重に行う。

(メール配信ソフト等)

(4) 使用するソフトの特性上、個人情報をコンピュータのハードディスク上に保存しなければならない場合は、使用するコンピュータと使用する者を限定するとともに、本体およびパスワードの管理を万全に行なう。

(いたずら防止)

(5) 児童生徒の作品は児童生徒用の共有ホルダーに保存できる。ただし、作品完成後は速やかに他のリムーバブルディスク等に保存し、共有ホルダーから消去する。

(校内ネットワークの整備)

(6) 個人情報がネットワークを介してインターネットへ流出しないよう、校内ネットワークに接続するコンピュータの整備を万全に行う。

(7) 不要となった個人情報は速やかに破棄する。

(受信した個人情報)

(8) 受信した個人情報については、前項までの個人情報の扱いと同じとする。

## 5 教師による指導の徹底

児童生徒が校内ネットワークおよびインターネットを利用するにあたり、次の事項について指導を徹底する。

(ネチケットの徹底と育成)

(1) インターネットを利用する場合には、他人の誹謗・中傷をしない。

(2) 著作権、知的所有権に配慮するなど児童生徒のネチケットの育成を図る。

(3) 児童生徒の発信するデータは、教師の確認を経て外部に発信する。

(有害な情報への対処)

(4) 児童生徒が有害なホームページにアクセス（閲覧）しないよう配慮する。

(5) 教育センターが導入しているフィルタリングソフトによるアクセス制限にしたがう。

(6) 教師は事前の検索に努め、制限すべきサイトを発見したときは速やかに教育センターに連絡し制限リストに加えるよう依頼する。

(7) 相手が不明な電子メールは開かない。

(8) 電子メールの添付ファイルは教師の指導のもとで開く。

(9) 有害またはネチケットに反する利用（別表1）は行わない。

## 6 校内ネットワークの整備

校内ネットワークに接続するコンピュータ（以下コンピュータという）の使い方を職員および児童生徒へ徹底するとともに、管理を厳重に行う。

(コンピュータの管理)

(1) コンピュータ室は使用しないときは施錠を行う。

(2) コンピュータ室の利用は計画的に行い、利用状況を記録する。

(3) ノート型コンピュータは施錠された部屋に設置された鍵のかかるロッカーに保管する。

(4) ノート型コンピュータは毎日の利用者を明らかにして記録する。

(5) ソフトのインストールはライセンスの数に合わせて適正に行う。

(6) コンピュータごとにインストールしているソフトを明らかにし、変更後は速やかに訂正する。

(ウィルススキャン)

(7) ウィルス・スパイウェアの検査を定期的実施し、発見した場合は適切に処置するとともに教育委員会に報告する。

(ウィンドウズのアップデート)

(8) OS の改善情報を定期的に収集し、必要に応じて改善プログラムをインストールし、インターネット上からの不正な侵入を防ぐ。

(セキュリティホール)

(9) コンピュータの計画的な保守点検に努め、整備から漏れてしまうコンピュータがないようにして、ネットワーク全体のセキュリティの向上に努める。

(ネットワークの管理)

(10) ネットワークが機能していない状態を発見した場合は、速やかに教育センターに連絡を行い、教育センターの指導を受けながら必要な措置を行う。

(データの保全)

(11) 定期的にデータのバックアップを行い、バックアップデータを適切に管理する。

## 7 管理責任者

個人情報統括責任者および校内ネットワーク管理責任者は校長とし、個人情報の保護とインターネットの適正な利用を図るため、管理・運営その他必要な指導の徹底を図らなければならない。

## 8 校内ネットワークおよびインターネット利用の状況報告

校長は教育委員会からインターネット等の利用状況について報告等を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

## 9 携帯電話へのメール配信用ソフトが使用する電子メールアカウント

(1) メール配信用ソフトは、別に定める携帯連絡用の専用アカウントのみを使用する。

(2) 通常の電子メールは既定のソフトを使用し、携帯連絡用のアカウントは使用しない。

(3) その他の管理と運用については、「所沢市立小学校・中学校・幼稚園 メール配信システム運用マニュアル」に従う。

## 10 校内ネットワークおよびインターネットに関する規程について

校長は「所沢市教育ネットワーク利用規定」および「所沢市教育ネットワークホームページ管理運用規程」をもとに、必要な規程を校内に設けることができる。

別表1

1	有害サイト等児童生徒にふさわしくないサイトへのアクセス
2	オンラインショッピング、ネットワークオークション及び有料データベース等の利用
3	私的なアンケートへの回答や懸賞への応募
4	出会い系サイトへのアクセス
5	ネズミ講、マルチ商法の類に属するサイトへのアクセス
6	プライバシーや著作権の侵害をとまなう情報の発信
7	誹謗中傷や挑発的な内容の情報発信
8	他人へのなりすましや学校名等の詐称
9	非公開情報（個人情報、パスワード、クレジットカード番号等）の発信
10	複数へ送信することを強要するチェーンメールの送信
11	スパムメール送付等の迷惑行為や破壊行為
12	宗教活動・政治的活動・営利目的での利用
13	電子メールの私的な利用
14	法令及び公序良俗に反する利用